

【申告受付期間】
2月16日(火)
 ▼
3月15日(火)

所得税の確定申告、市県民税申告は正しくお早めに

市役所での申告

期 間 2月16日(火)~3月15日(火)
 ※土曜・日曜日は除く
時 間 9:00~11:30、13:00~15:00
会 場 福岡庁舎2階大会議室、
 津屋崎庁舎3階301会議室

受け付けることができる申告内容

- 申告書A(事業所得などを伴わない申告)は市職員が受け付けます。
- 申告書Bなど事業所得を伴う申告、青色申告、消費税申告は税理士が受け付けます。2月26日(金)~3月1日(火)は香椎税務署職員も受け付けます(福岡庁舎のみ)。なお、市職員は受け付けできません。

注意事項

- 株式、配当、先物取引の申告やその損失の繰り越し、土地の譲渡の申告は市役所では受け付けできません。香椎税務署で申告してください。
- 福岡庁舎、津屋崎庁舎両会場とも税理士がいますが、3月11日(金)~15日(火)は、福岡庁舎に税理士がいません。
- 税理士への相談は毎年たいへん込み合うため、時間がかかることが予想されます。自主申告書作成コーナー(操作方法については市職員がサポートします)や香椎税務署での申告、e-TAX(<http://www.nta.go.jp>)を利用した郵送等による申告方法もありますので、御利用ください。

問い合わせ 市税務課市民税係(福岡庁舎)
 ☎43・8117

香椎税務署での申告

期 間 2月12日(金)~3月15日(火)の平日と、2月21日(日)、28日(日)
時 間 9:00~16:00
 ※税務署の駐車場は利用できませんので、公共交通機関を御利用ください。
問い合わせ 香椎税務署 ☎813-8681 福岡市東区千早6丁目2-1 ☎092・661・1031

チェックしよう! 市役所に申告に来る前に...
 申告内容によっては市役所で受け付けできないものもありますので、御確認ください。

自分で申告書の作成ができるまたは自主申告書作成に興味がある。

はい ↓ いいえ ↓

市役所に申告に来たかたには、自主申告書作成コーナーを御案内します。入力補助の職員はいますが、税制等の質問にはお答えできませんので御承ください。

申告内容に以下の所得等が含まれる。
 土地の譲渡(分離短期、分離長期など)、株の譲渡と分離配当、山林、先物取引、損失の繰越

はい ↓ いいえ ↓

税務署からの指導により、市役所では申告を受け付けできません。香椎税務署で申告してください。
 ※総合配当(非上場株式の配当など)は、市役所でも受け付けできます。

申告内容に下記の所得が含まれる。
 営業、農業、不動産、利子、総合(短期・長期)譲渡、退職

はい ↓ いいえ ↓

税理士、税務署職員が申告を受け付けます。

市職員が申告を受け付けます。

平成27年分の所得税の確定申告及び平成28年度の市県民税申告の受付を実施します。必要書類などを準備し、期間内の申告、納税をお願いします。

市県民税申告と所得税の確定申告について

所得税は、自分で所得を計算して税金を算出し納税する「申告納税制度」となっています。所得金額などを正しく計算し、期限内に申告してください。所得税の確定申告は期間を過ぎると市役所で受け付けできません。また、申告内容によっては、市役所で受け付けできないものもありますので御注意ください。

所得税がかからない人でも、市県民税の申告が必要な場合があります。申告をしないと、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料が正しく算定できない場合があります。

収入が遺族年金、障害年金のみで誰も扶養していない人は、電話で申告することができます。市税務課まで御連絡ください。

確定申告が必要な人

- 商工業、農林漁業などを営む人や、保険の外交員などで個人事業主として報酬をもらっている人
- 家賃や地代などの不動産収入がある人
- 公的年金等の収入金額が400万円を超える場合もしくは400万円以下であっても、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える人

申告するとき必要なもの

- 印鑑(認印可)
- 申告書(送られてきた人のみ)
- 給与所得者で、年間給与が20万円を超える人や、年の途中で会社を退職して年末調整を受けていない人、転職や入社前の給与を含まずに年末調整を受けた人
- 生命保険の満期などのため、積み立てた金額を上回る返戻金を受け取った人
- 住宅借入金等特別控除を受ける人(1年目など)
- 医療費控除や雑損控除など、年末調整ではできない所得控除の追加をする人
- 土地、建物などを売却した人や、株式の売買、株式などの配当収入がある人
- ふるさと納税のワンストップ特例に該当しない人
- 所得税の確定申告が必要ない場合でも、還付を受けるために申告書を出すことができます。
- ※扶養控除や医療費控除などによって、所得税や市県民税を減額できる場合がありますので、御相談ください。

- 給与、年金のある人は、源泉徴収票(源泉徴収票記載の住所と現住所が異なる場合は、住民票の写しも必要です)
- 事業収入がある人は、收支内訳書(事前に作成しておいてください)
- その他の収入がある人は、収入と経費が分かる書類
- 生命保険料控除や地震保険料控除がある人は、保険会社などが発行した証明書
- 社会保険料控除がある人は、国民健康保険税や国民年金保険料などの領収書または証明書
- 本人または扶養親族が障害者控除に該当する場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書
- 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書(健康保険組合などが発行する医療費のお知らせは不可)と、健康保険や生命保険などで補填される金額が分かるもの(事前に合計しておいてください)
- 住宅借入金等特別控除を受ける人は、その必要書類
- 雑損控除を受ける人は、被害の内容を証明する書類
- 申告者名義の金融機関の口座番号(還付の場合のみ)